

市第39号議案

横浜市暴力団排除条例の一部改正

横浜市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成24年 9 月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市暴力団排除条例の一部を改正する条例

横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第32条の 2 第 1 項」を「第32条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日から施行する。

提 案 理 由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市暴力団排除条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市暴力団排除条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（市の責務）

第 4 条 （第 1 項省略）

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター（法 第 32 条の 3 第 1 項 の規定により神奈川県公安委員会の指定を受けた者をいう。）との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

（第 3 項省略）